

平成30年度学校法人和光学園
監査報告書
学校法人和光学園
理事會御中
評議員會御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人和光学園寄附行為第15条第1項および第2項の定めに基づき、学校法人和光学園の平成30年度（平成30年4月1日より平成31年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査をおこなった。

監査結果は下記のとおりである。

記

1. 会計監査の状況

あらかじめ決算書につき審査の上、次のとおり監査をおこなった。

期日 令和元年5月28日（火）午後2時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

理事長 古関彰一、財務担当理事 両角憲二

法人事務局長 鈴木裕久、事務担当者 西門健一郎

監査の対象となった書類

決算書および事業報告書、総勘定元帳に代る諸表、不動産台帳、備品台帳、金銭出納簿、預金証書、領収書、証明書、契約書、その他の関係書類

上記の監査結果は、下記のとおりである。

(1) 平成31年3月31日現在の正味資産は前年度より28,187,497円減少し14,862,102,540円となった。

(2) 決算は正確である。

(3) 国の会計基準にもとづき、会計処理および諸帳簿の作成は厳密に実施されている。

2-1. 業務監査の状況（理事会・評議員会）

期日 令和元年5月28日（火）午後3時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

理事長 古関彰一、財務担当理事 両角憲二

法人事務局長 鈴木裕久、事務担当者 喜福和則

監査の対象となった書類

理事会議事録、評議員会議事録、その他の関係書類

上記の監査結果は、下記のとおりである。

(1) 理事会・評議員会は私立学校法および寄附行為にもとづき適法に招集され、議事および議決がおこなわれたものと認める。

理事会は7回、評議員会は4回開催された。

- (2) 予算の補正は2回（平成30年5月24日、平成31年3月14日）おこなわれた。
(3) 議事録は、よく整備されているものと認める。

2-2. 業務監査の状況（教学）

期日 平成30年5月24日（木）午後1時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

大学事務局長 酒井佳裕

事務担当者 喜福和則、鈴木ゆたか

監査の対象となった書類

和光大学学長選挙に関する規程、資料、学生の在籍状況に関する資料、その他の関係書類

期日 平成30年11月20日（火）午後4時28分

場所 学校法人和光学園 大学A棟第3会議室

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

学長 井出健治郎、大学事務局長 酒井佳裕

事務担当者 喜福和則、鈴木ゆたか

監査の対象となった書類

研究費にかかる資料、大学の履修者数に関する資料、その他の関係書類
上記の監査結果は、下記のとおりである。

大学の教学事項について書類確認および学長等からのヒアリングをおこない、
適切に業務がおこなわれているものと認める。

3. その他

「学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）」文部科学省高等
教育局長名通知（平成30年11月29日付30文科高第688号）による
指導・助言事項については、引き続き所要の改善措置をとること。

令和元年5月28日

学校法人 和光学園

監事 いの え す み ん
い い し ま く し い
喜 福 和 則 鈴 木 裕 久
須 藤 敏 昭

監事 いの え す み ん
い い し ま く し い
喜 福 和 則 鈴 木 裕 久
須 藤 敏 昭